

かがやく個性 のびやかな暮らしを求めて

かすがい 男女共同参画プラン(改定版)

■市民意識調査等からえられた市の現状や、これまでの施策(事業)の成果を検証し、見直していきます。

■基本的な枠組み、内容や「目標」は継承し、「課題」「施策の方向」については一部見直しをしています。

■見直した施策の中から、今後、重点的に取り組む施策を重点プロジェクトとして設定しています。

■市民意見公募(パブリックコメント)を実施しています。

■実効性を高めるため、目標値を設定しています。

◇重点プロジェクト◇

重点1

男女共同参画に関する正しい理解の普及

男女共同参画社会の姿を市民に身近なものとして普及するとともに、性別役割分担意識の解消に向け、啓発・学習の一層の充実を図ります。

重点2

女性に対する暴力の予防と被害者支援の強化

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、広く市民に意識啓発を行うとともに、暴力被害者に対する総合的、計画的な支援体制整備に取り組みます。

重点3

女性の登用促進

審議会等女性委員比率 30%の目標を達成するとともに、地域・社会活動団体における意思決定の場への女性の参画促進を図るため、先進事例の研究も含め、登用促進の施策を強化します。

重点4

ワーク・ライフ・バランスの推進

市民や事業者の仕事と家庭の両立に関する意識啓発を進めるとともに、子育てや介護の支援を強化していきます。また、再就職・起業等にチャレンジする女性への支援を強化します。

重点5

市職員の意識改革と男女共同参画の推進

市民や事業者のモデルとなるよう市職員一人ひとりの意識の高揚と体制づくりに総合的、計画的に取り組みます。

◇行政が行うこと◇

この計画をより効果的に推進していくため、次の点に特に留意していきます。

条例の周知・普及

… 条例のPR、施策と関連づけた周知

庁内の推進体制などの機能充実強化

… 職員の意識の高揚、市の広報物などにおける表現への留意

PLAN (計画) → DO (実施) → CHECK (評価) → ACTION (改善) の確立

計画の進行管理の実施

目標値の着実な達成、成果指標の創出など評価手法の開発

市民参画の推進と市民などによる評価システムの整備

社会活動団体や企業、近隣自治体や類似した課題をもつ自治体などとの連携の強化

社会活動団体と企業などとの連携の強化

●ジェンダーとは●

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー(「社会的性別」といいます。

「社会的性別」はそれ自体が良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。性差を否定したり、男女の区別をなくして人間の中立化をめざすこと、また、ひな祭りや端午の節句等の伝統文化を否定することは、男女共同参画の意図するところではありません。

◇施策の体系◇

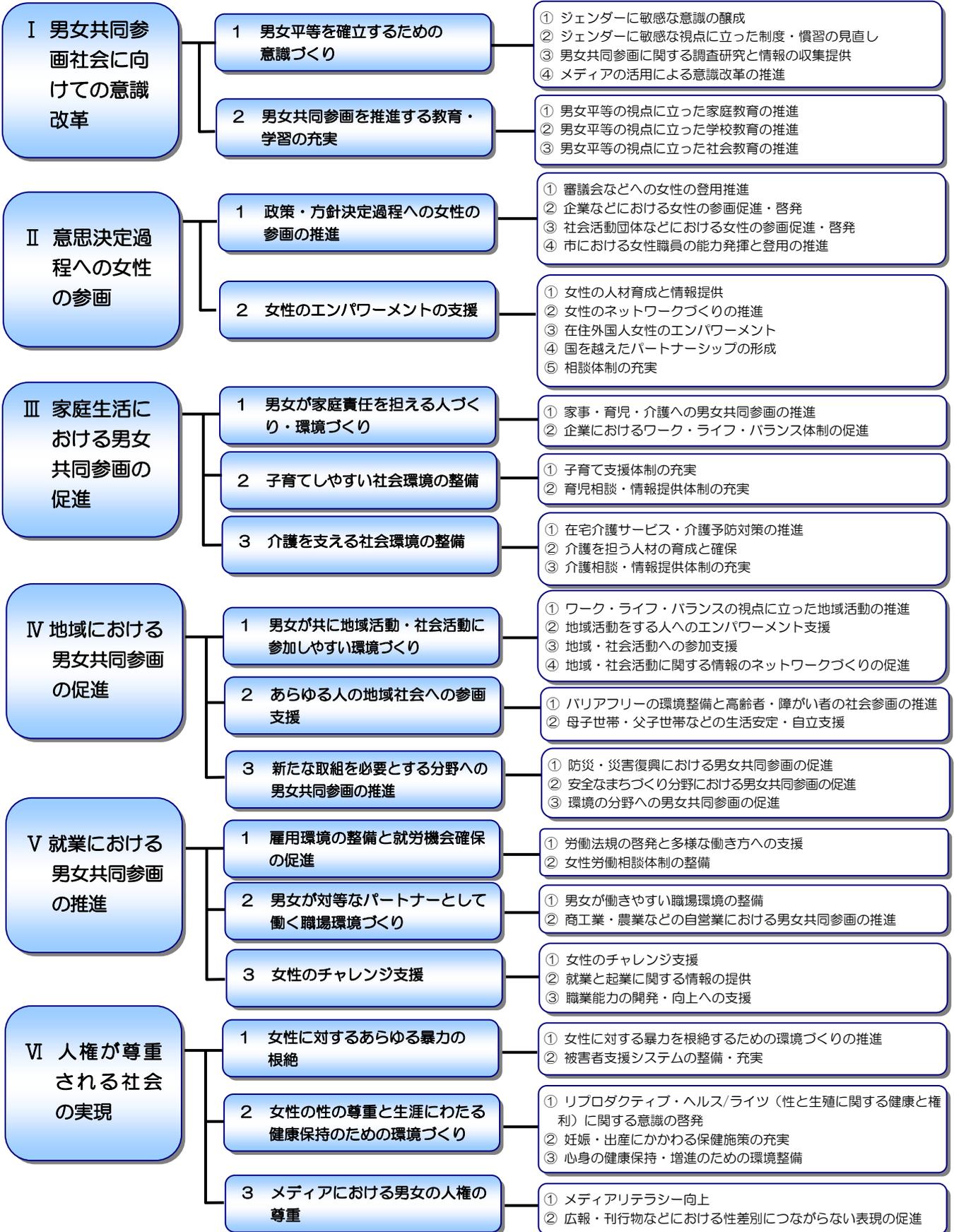
【基本目標】

男女共同参画社会の実現のために

【目標】

【課題】

【施策の方向】

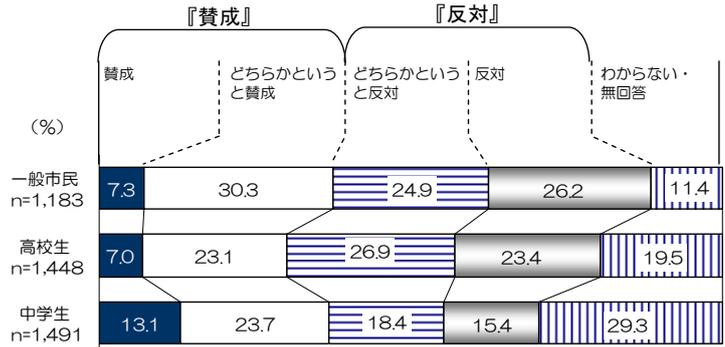


目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識改革

現状

- 性別役割分担意識は市民の中にいまだに根強く残っている。(右図)。
- 中高生においても、性別役割分担意識は形成されている。
- 条例や男女共同参画に関する基本的なことを知っている市民は少ない。
- 男らしく・女らしくといわれた経験があるとする中高生女性は半数を超え、男性も10~20%台にのぼる。

性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」）



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」(2006)

- ◇ 若い世代や男性、就業者などターゲットを明確にした多様な方法による啓発に取り組むとともに、学習機会の充実を図ります。
- ◇ 市職員一人ひとりの理解を深めるとともに、教育や保育の場における日常からの啓発に取り組みます。

主な新規・拡充事業

> 職員研修の実施（拡充）

男女共同参画を職場内研修の重点事項とし、非正規職員も対象とします。

> ホームページによる情報の収集・提供（拡充）

DV、女性のチャレンジ支援などホームページの内容を充実します。

> 職場内家庭教育推進事業の実施（新規）

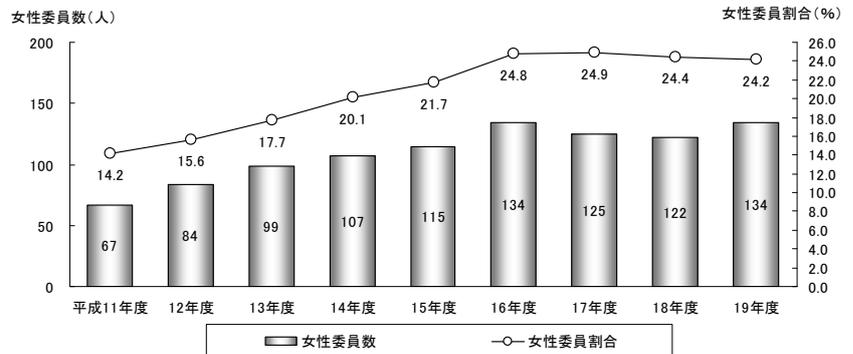
仕事を持っているために家庭教育に関する講座などに参加できない親のため、企業などの研修に講師を派遣します。

目標Ⅱ 意思決定過程への女性の参画

現状

- 審議会等女性委員比率は平成16年度以降は維持する状況が続いている(右図)。
- 職場や政治の場においては70~80%の一般市民が『男性優遇』と回答しており、職場や政治の場における女性の発言権の低さがうかがわれる。

審議会等における女性委員の登用の推移



資料：本市男女共同参画室 注：各年度4月1日現在

- ◇ 女性の登用が促進されるよう、調査研究を重ね、市の実情を踏まえた方策に取り組めます。
- ◇ 委員の選出母体となる社会活動団体などに対して、女性の登用促進への理解を高めていきます。
- ◇ 女性の意思決定の場に立つ意欲を高めるとともに、エンパワメントを支援します。

主な新規・拡充事業

> 女性委員登用促進要綱の作成（新規）

実効性を高めるため、新たに女性委員登用促進要綱を作成します。

> 国際交流のための活動の促進（新規）

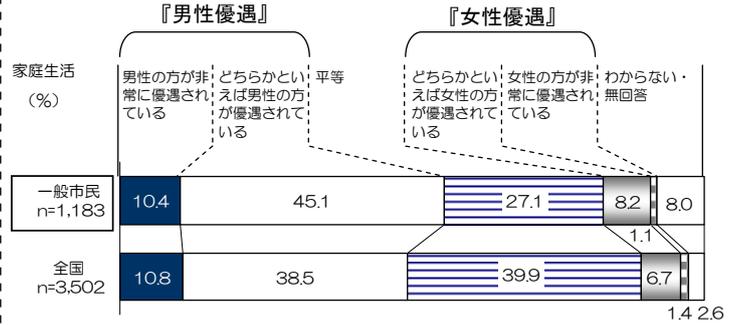
国際交流ルームを拠点に団体相互のネットワークづくりと活動を促進します。

目標Ⅲ 家庭生活における男女共同参画の促進

現状

- 家庭生活における男女の地位では、『男性優遇』と回答する割合が全国調査より高い傾向（右図）。
- 妻が家事、育児や介護等を行う比率は共働き家庭と非共働き家庭で大きな差はみられず、仕事をもつ女性の負担が重い。
- 育児やしつけは 75.6%が夫婦とも同くらい分担するのが理想としているが、現実には夫婦で分担しているのは 36.3%。

<参考>家庭生活における一般市民男女の地位（全国との比較）



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2006）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2004）

- ◇ しつけや生活習慣の形成などの中で平等意識が育まれるよう家庭教育を支援していきます。
- ◇ 仕事と家庭・地域生活のバランスをとるよう市民や事業主への意識啓発を強化していきます。
- ◇ 子育ての支援体制の充実を図ります。
- ◇ 身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供するなど介護支援体制を充実します。

主な新規・拡充事業

> 子育て家庭訪問事業の実施（新規）

保健師や家庭訪問員などが、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や助言などを行います。

> 休日保育の実施（新規）

多様化する保育ニーズに対応するため、新たに休日保育を実施します。

> キャラバン・メイトの養成（新規）

認知症の人とその家族を応援する「認知症サポーター」を養成するため、指導者となる「キャラバン・メイト」を計画的に養成していきます。

> 子どもの家の整備（拡充）

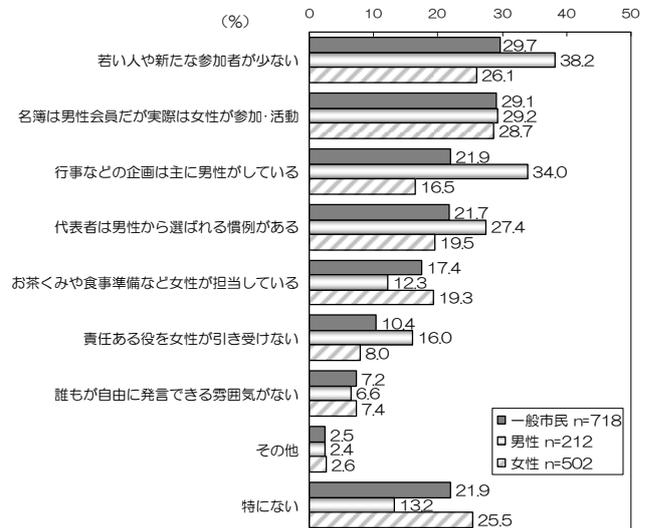
余裕教室の活用などにより、未設置の小学校区に子どもの家を整備します。

目標Ⅳ 地域における男女共同参画の促進

現状

- 地域活動は女性の参加者数が男性を上回る。
- 地域活動の担い手は自営業者や専業主婦などが中心。“名簿は男性で実際は女性が活動”“代表は男性から選ばれる慣例”など、“意思決定の場は男性、実質的な活動は女性”という状況（右図）。

地域活動の場における状況



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2006）

- ◇ 社会活動団体などにおける意思決定の場で男女の均衡が図られるよう啓発を強化します。
- ◇ 年齢・障がいの有無、家族形態などにかかわらず、あらゆる人が地域で自立した生活が実現できるよう支援をしていきます。
- ◇ 防災、安全、環境など、新たな分野での男女共同参画を推進していきます。

主な新規・拡充事業

> ITを活用した情報提供の充実（拡充）

インターネット、携帯電話による公共施設予約システムを導入します。また、生涯学習情報の提供を推進します。

> 障がい者多数雇用企業等優先発注制度の実施（新規）

障がい者雇用に積極的な企業支援と障がい者雇用を促進するため、制度を創設します。

> 災害時要援護者への支援（新規）

災害時要援護者の避難支援体制を確立するとともに、安否確認対象者リストおよびマップを作成し、地域での確認体制を確立します。また、外国人向け防災講習会を開催します。

> 環境活動の推進（新規）

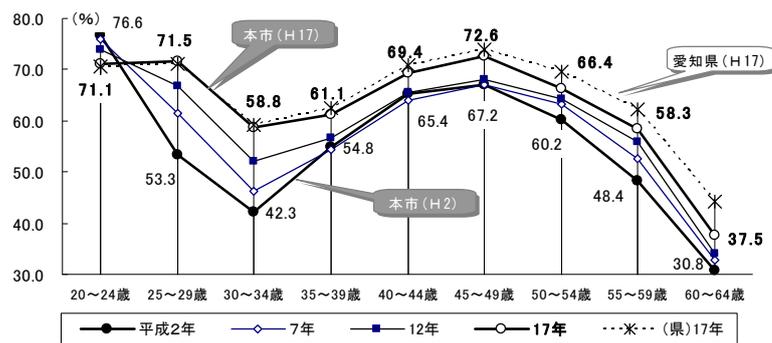
市民環境フォーラム、エコセミナーの開催および環境への負荷軽減の取組を実践する家庭の推奨を行います。

目標 V 就業における男女共同参画の推進

現状

- 平成 17 年の女性の労働力率は平成 2 年に比べ 25～29 歳で 1.3 倍、30～34 歳で 1.4 倍となっているが、30～34 歳層では依然として低下している（右図）。
- 現在、無職で就業を希望する女性は 44.3%にのぼる。
- 男女が働きやすい職場環境として、育児・介護休業制度の整備や男性の家庭生活への参加、保育サービスの充実のほか、女性が働くことへの理解など意識の問題も挙がる。

女性の労働力率の推移・県との比較



資料：各年国勢調査

- ◇ 男女が働きやすい環境整備に取り組む事業所の側面的支援を行います。
- ◇ 労政担当で実施している施策（事業）について、女性をターゲットとするものは所管課を明確に位置づけ、強化します。
- ◇ 女性の再就職や起業等へのチャレンジ支援を強化します。

主な新規・拡充事業

>相談窓口の情報提供（新規）

愛知県チャレンジ支援相談窓口などの情報を提供します。

>新企業育成融資の利子助成（新規）

女性、若者、シニア起業家資金（新企業育成貸付）の融資の利子に対する補助制度を創設します。

>農業経営の改善支援（新規）

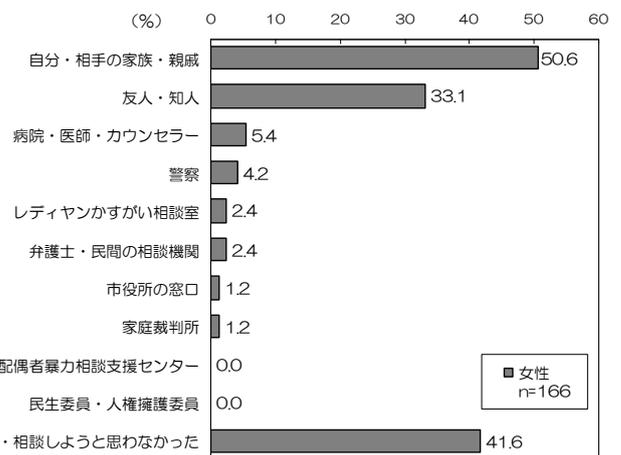
経営改善に取り組む意欲のある農業者を「認定農業者」として選定し、農業経営の改善を支援します。

目標 VI 人権が尊重される社会の実現

現状

- “恋人や配偶者（事実婚や別居・離婚後も含む）からの身体・精神・性的・経済的な暴力”を受けたとする女性は、「何度もあった」（10.8%）と「1、2度あった」（11.6%）を合わせ 22.4%にものぼる。
- 高校生男女間にも、「キスや性的行為を強く迫る」「勝手にメールを見たりする」など、暴力にあたる行為が見受けられる。
- 暴力被害を受けた時の相談先は家族など身近な人が多く、「相談しなかった」「相談しようと思わなかった」も相当数見受けられる（右図）。
- 乳がん、子宮がんの検診受診率は肺がん等の検診受診率の約半分にとどまる。

配偶者等から暴力を受けた時の相談先（女性）



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2006）

- ◇ 女性に対する暴力の予防を強化するよう、広報・啓発活動を一層推進し、相談窓口の一層の周知を図るとともに、暴力被害者支援のための庁内体制強化などに取り組みます。
- ◇ 生涯にわたる心身の健康のため、性の理解を促進し、各種検診や予防対策の強化に取り組むとともに、性差医療も視野に入れていきます。
- ◇ 市の広報物について、点検を強化するとともに、メディアリテラシーの向上を支援します。

主な新規・拡充事業

>被害者の相談体制の充実（拡充）

EメールによるDV相談を実施します。

>DV施策の実施に関する基本計画の策定（新規）

警察など関係機関と連携し、DVの防止、DV被害者の保護、自立支援のための基本計画を策定します。

>性差医療の情報収集と提供（新規）

性差を考慮した健康管理や保健医療について、情報の収集・提供を行います。

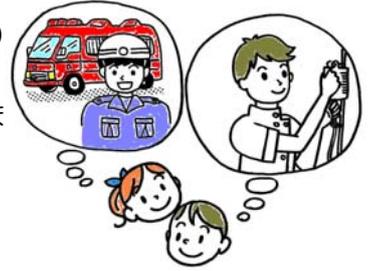
>ガイドラインの作成（拡充）

チェックリストを作成し、各課での表現チェック体制を整備します。

◇市民・事業者が行うこと◇

目標 I

- 性別によって能力を判断したり、役割を決めつけるのではなく、一人ひとりの性を大切にしましょう。
- 身近な生活の中で、男女に不平等な慣習やしきたりがないか見直していきましょう。
- 子どもたちに男女平等の意識を芽生えさせる家庭教育を推進しましょう。
- 事業所などにおいても男女共同参画を積極的に進めましょう。



目標 II



- 審議会などあらゆる組織の意思決定の場に、男女の均等な参画を推進しましょう。
- 女性も責任ある立場に積極的に参画しましょう。また、家族も協力しましょう。
- 事業所などは、男女が個性と能力を発揮できる就業環境の整備を進め、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入などにより、女性の管理職を積極的に登用しましょう。
- あらゆる機会を通じて生涯学習に取り組み、性別にとらわれず自分の生き方を主体的に選択できる力を高めましょう。
- 国籍や民族などの違いを理解・尊重し、世界の多様な文化との交流・共生を進めましょう。

目標 III

- 「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が協力して、家事や子育てなどを分担しましょう。
- 男女がともにゆとりをもって働き、家庭や地域とのバランスのとれたライフスタイルを築いていけるよう、事業所などは就業環境の整備を進めましょう。
- 地域住民一人ひとりのもてる能力や地域資源を活用し、力を合わせて子育てや介護を応援していきましょう。



目標 IV



- 地域の課題への関心を高め、様々な交流や地域活動に参加しましょう。
- 様々な地域活動における男女の参画について、率直に話し合いましょう。
- 事業所などは地域の活動に協力しましょう。

目標 V

- 事業所などは、長時間労働を解消し、雇用における男女格差の解消、女性の能力発揮の促進、子育て等との両立支援など男女が働きやすい職場づくりに取り組みましょう。
- 職業意識の向上や経済的自立を目指し、仕事の知識や技能の向上などに努めましょう。
- 家族従業者として商工業・農業などの自営業に従事する女性が、男性と対等なパートナーとして経営に参画していくことができるよう、家族間のルールづくりを進めましょう。



目標 VI



- 男女が互いの性と人権を尊重し合い、女性への暴力を許さない環境を作りましょう。
- 生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、ライフステージに応じた健康づくりに取り組みましょう。
- 事業所などはメディアを通して広報・PRを行う際は、女性の人権を尊重し、性・暴力表現に注意するとともに、性別による固定的な役割分担につながらない表現に努めましょう。

◇数 値 目 標◇

項目名		現状値	目標値(平成23年度)
目 標 I	情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合	13.1% (市民意識調査 2006)	20.0%
	春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	6.1% (市民意識調査 2006)	20.0%
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	51.1% (市民意識調査 2006)	70.0%
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている一般市民の割合	11.1% (市民意識調査 2006)	20.0%
	小中学校における男女混合名簿の導入率	小学校) 82.0% 中学校) 46.7%	小学校) 100.0% 中学校) 100.0%
目 標 II	審議会等委員への女性の登用率	24.2%	30.0%
	市の管理職に占める女性の割合(一般行政職)	4.6%	10.0%
	町内会・自治会長の女性の割合	8.3%	10.0%
	小中学校のPTA会長の女性の割合	13.0%	18.5%
	女性委員のいない審議会等の数	7	0
目 標 III	家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合	家事) 11.2% 育児) 36.3% 介護) 16.0% (市民意識調査 2006)	家事) 20.0% 育児) 50.0% 介護) 25.5%
	家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合	27.1% (市民意識調査 2006)	35.0%
	放課後なかよし教室の実施率	41.0%	100.0%
	小学校区における子どもの居場所設置率 (子どもの家および民間児童クラブ)	69.2%	84.6%
目 標 IV	何らかの地域活動に参加したことのある男性の割合	50.7% (市民意識調査 2006)	65.0%
	安全・安心まちづくりボニターの登録者数および男女比率	合計 273人 男性) 70.3% 女性) 29.7%	合計 340人 および男女比率の均衡
	「地域のおじさん・おばさん」の活動参加者数および男女比率	合計 463人 男性) 42.8% 女性) 57.2%	合計 615人 および男女比率の均衡
目 標 V	ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数	2	10
	男女雇用機会均等法の内容等を知っている一般市民の割合	68.6% (市民意識調査 2006)	80.0%
	職場において男女平等であると感じている一般市民の割合	16.1% (市民意識調査 2006)	20.0%
	職場で育児休業が取りやすいと感じている人の割合	3.5% (新長期ビジョン指標 アンケート 2007)	14.1% (H24 年度)
目 標 VI	配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	22.4% (市民意識調査 2006)	20.0%
	DV相談の窓口を知っている一般市民の割合	—	30.0%
	乳がん、子宮がんの検診受診率	乳がん) 19.8% 子宮がん) 17.2%	乳がん) 30.0% 子宮がん) 30.0%

かすがい男女共同参画プラン(改定版) 概要版

編集・発行 平成20年(2008年)3月 春日井市民経済部市民活動推進課男女共同参画室
〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地 電話 0568-81-5111(代表)
ホームページ <http://www.city.kasugai.lg.jp>



ISO14001 認証取得